

# 平成 2 9 年度第 1 回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成 2 9 年 4 月 1 2 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

# 第 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 9 年 4 月 1 2 日 ( 水 ) 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

## 3 会議に付すべき事件

第 1 第 1 号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理  
の報告について

第 2 第 2 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評  
価において意見を聴く学識経験者の選任について

第 3 第 3 号議案 平成 3 0 年生存者 ( 春 ・ 秋 ) 叙勲候補者の推薦につい  
て

第 4 第 4 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正  
する規則設定について

第 5 第 5 号議案 八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関  
する規則の一部を改正する規則設定について

第 6 第 6 号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則設定に  
ついて

## 4 報告事項

- ・ 「障害のある人を理解するためのガイドブック」の活用について ( 指導課 )
- ・ 「読書感想画」 ・ 「読書感想文」コンクール上位入賞者の海外派遣について  
( 図書館部 )

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	星 山 麻 木
委 員	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩千子
委 員	大 橋 明

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	廣 瀬 勉
学校教育部指導担当部長	山 下 久 也
教 育 総 務 課 長	小 林 順 一
学 校 教 育 政 策 課 長	小 俣 勇 人
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	野 田 明 美
教 育 支 援 課 長	穴 井 由美子
指 導 課 長	中 村 東洋治
教 職 員 課 長	廣 瀬 和 宏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 晴 美
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
生涯学習スポーツ部長兼 国際スポーツ大会推進室長	瀬 尾 和 子
生涯学習政策課長	平 塚 裕 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	坂 口 崇 文
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 井 雅 人
文 化 財 課 長	中 野 みどり
こ ども 科 学 館 長	叶 清
国際スポーツ大会推進室主幹	宮 木 高 一
図 書 館 部 長	石 黒 みどり

中央図書館長	太田浩市
生涯学習センター図書館長	新堀信晃
南大沢図書館長	安達和之
川口図書館長	福田秀之
指導課指導主事	上野和広
教育総務課主査	石井英嗣
学校教育政策課主査	松本眞次
指導課主査	金子江里子
指導課指導主事	鈴木崇央
教育員課主査	長尾千恵
南大沢図書館主査	山中広子
教育総務課主査	堀川悟
教育総務課主事	廣瀬桃子
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でございますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、平成29年度第1回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の議事録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、村松直和委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程に入ります前に、平成28年12月31日をもって退任されました輿水かおり委員の後任の委員といたしまして、大橋明氏が、過日、市議会の同意を得て、市長から教育委員の任命を受けましたので御報告申し上げます。任期は平成29年4月1日から平成30年9月30日までとなっております。

それでは、新たに教育委員に就任されました大橋委員から御挨拶をいただきたいと思っております。

大橋委員 おはようございます。今、御紹介いただきました大橋でございます。

私は、昭和58年に本市の散田小学校で教職のスタートを切りました。その後、他地区へ転出し、また教育行政等にもかかわらせていただき、この3月31日まで渋谷区の渋谷区立渋谷本町学園という小中一貫校の校長をしておりました。微力でございますけれども、これまで教育にかかわった経験を生かして、八王子の教育をよりよいものにしていければというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

安間教育長 ありがとうございます。

さて、本日の議事でございますが、第3号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長　それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第1、第1号議案　八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

廣瀬教職員課長　それでは、第1号議案　八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告についてでございます。

これにつきましては、4月1日付の事務局人事異動に伴うものでございます。詳細につきましては、教職員課、長尾主査から御説明いたします。

長尾教職員課主査　それでは、第1号議案について説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項に基づき、教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき、報告し、承認をお願いするものでございます。

八王子市教育委員会事務局人事につきましては、資料3枚目にあります第1号議案関連資料に添って説明いたします。

まず、平成29年3月31日付転出者でございますが、学校教育部においては、平成29年3月31日付で、東京都との派遣協定により、斉藤郁央統括指導主事が派遣期間満了となり転出いたしました。

また、図書館部におきましては、中村照雄中央図書館長及び村田浩三南大沢図書館長が、定年退職に伴い市長部局へ転出いたしました。

続きまして、平成29年4月1日付の人事異動でございます。

学校教育部におきましては、指導課に統括指導主事として、八王子市立第四小学校副校長より野村統括指導主事が転任いたしました。

生涯学習スポーツ部におきましては、小柳部長が都市戦略部長として転出し、生涯学習政策課、瀬尾課長が生涯学習スポーツ部長兼国際スポーツ大会推進室長に昇任いたしました。課長職では、文化財課、中正課長が子ども家庭部子どものしあわせ課長として転出し、子ども家庭部子どものしあわせ課より、平塚課長が生涯学習政策課長として転入。また、総務部統計調査課より、中野課長が文化財課長として転入いたしました。

図書館部におきましては、伊比部長が市民部長として転出し、医療保険部より石

黒部長が図書館部長として転入いたしました。また、総務部労務課より太田課長が中央図書館長に、都市戦略部より安達主幹が南大沢図書館長として、それぞれ転入いたしました。

説明は、以上でございます。

安間教育長　　ただいま、教職員課からの説明は終わりました。本案について、まず御質疑はございませんか。

ほか、御意見はございますでしょうか。

この件は、よろしゅうございますか。

それでは、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第1号議案については、提案のとおり承認するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。よって、第1号議案については、そのように承認することにいたしました。

それでは、人事異動に伴う部課長の紹介をお願いいたします。

廣瀬学校教育部長　　それでは、学校教育部に転入した管理職について御紹介をさせていただきます。

統括指導主事の野村洋介です。

野村統括指導主事　　野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀬尾生涯学習スポーツ部長　　続きまして、生涯学習スポーツ部長兼ねて国際スポーツ大会推進室長となりました、瀬尾和子です。よろしくお願いいたします。

続きまして、課長の紹介です。

生涯学習政策課長になりました、平塚裕之でございます。

平塚生涯学習政策課長　　平塚裕之です。どうぞよろしくお願いいたします。

瀬尾生涯学習スポーツ部長　　続きまして、文化財課長、中野みどりでございます。

中野文化財課長　　中野みどりです。どうぞよろしくお願いいたします。

瀬尾生涯学習スポーツ部長　　私から、以上でございます。

石黒図書館部長　　4月1日付の人事異動で図書館部長に着任いたしました、石黒みどりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、図書館部の異動者を御紹介いたします。

中央図書館長の、太田浩市でございます。

太田中央図書館長 太田浩市です。よろしくお願いいたします。

石黒図書館部長 南大沢図書館長の、安達和之でございます。

安達南大沢図書館長 安達和之です。どうぞよろしくお願いいたします。

石黒図書館部長 以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

安間教育長 続いて、日程の第2、第2号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において意見を聴く学識経験者の選任についてを議題に供します。

本案について、学校教育政策課から説明願います。

小俣学校教育政策課長 それでは、第2号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において意見を聴く学識経験者の選任につきまして御説明いたします。

詳細につきましては、松本主査より説明をさせていただきます。

松本学校教育政策課主査 それでは、説明いたします。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たり、御意見をいただく学識経験者の選任について決定するものでございます。

今回、選任いたします学識経験者の方々には、本市の第二次教育振興基本計画ビジョン八王子の教育の進行管理に資するよう、平成28年度の取り組み状況を教育委員会事務局が全42施策を自己点検、自己評価し、施策の課題と方向を整理したものに対し、施策全般にわたる総合的な御意見と重点施策と位置づけた16の施策について、個別の御意見をいただきます。

この学識経験者につきましては、学校教育、生涯学習及び保護者・地域の三分野から1名ずつ選任しており、より多様な御意見をいただきたいことから、また継続性を確保することから、任期を3年とし、毎年1名を交代することとしています。今回は、新たに生涯学習の分野から1名を選出するものでございます。

それでは、資料を1枚おめくりいただき、議案関連資料をご覧ください。

新任といたしましては、丹間康仁氏の選任をお願いいたします。主な経歴ですが、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として、筑波大学大学院、名古屋大学大学院で研究活動に取り組みられた後、筑波大学大学院で博士号を取得され、現在は帝京大学教育学部教育文化学科の講師及び八王子市生涯学習審議会委員を務めております。

続きまして、継続して選任をお願いする2名の方でございます。

まず、学校教育の分野として2年目となります、藤井千恵子氏でございます。現在、国土舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科の教授を務めております。

資料の裏面をご覧ください。

保護者・地域の分野として3年目となります、荒井容子氏でございます。現在、陶鎔小学校PTA顧問、同じく陶鎔小学校の学校運営協議会委員を務めております。また、本市の社会福祉審議会委員を務められ、「子どもにやさしいまちづくり部会」に属されております。

お二方とも、それぞれの立場から、これまで貴重な御意見をいただきましたので、引き続き貴重な御意見がいただけるものと考えているところです。

以上の3名から御意見をいただくという形で事務のほうを進めさせていただきたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、5月中に学識経験者の方々に対し、教育委員会事務局より自己評価案をもとに事前説明をいたします。その後、1カ月ほどの時間の間に御意見をまとめていただき、これをもとに7月上旬までには事務局との意見交換会を行いたいと考えております。最終的には、点検評価の結果について報告書の形で8月の教育定例会に上程し、9月議会で報告する予定で進めてまいります。

説明は、以上です。

安間教育長　ただいま、学校教育政策課からの報告は終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

御質疑、よろしゅうございますか。

では、私から。

3年間お願いするという予定でいっているわけだから、この2年目の藤井先生と3年目の荒井さんについては、内諾というか、いいですね、くらいの話は、も、しているのですか。

松本学校教育政策課主査 例年、昨年も同じですし、今年度もそうなのですけれども、一応事前にお話はさせていただいているところです。

安間教育長 快諾されていると。

それでは、御質疑ないようですので、御意見ありましたらお願いします。

よろしゅうございますか。バランス的にも、お若そうな研究者で、生涯学習や社会教育学という、そういう専門分野から見ていただく人を入れていただくのは非常にいいことだろうなというふうに思います。

委員の方々、ほかに御意見もないようなので、お諮りをさせていただきます。

ただいま議題となっております第2号議案につきましては、提案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第2号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第4、第4号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について。日程第5、第5号議案 八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則設定については、相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

小林教育総務課長 それでは、第4号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について及び八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則設定についてを御説明申し上げます。

説明は、担当の石井主査より御説明いたします。

石井教育総務課主査 第4号議案と第5号議案は、一体で規則改正をしておりますので、あわせて御説明させていただきます。

全体的に規則改正がされておりますが、各規則改正につきましては、純粹に法律

にのった形で規則改正をしております。

お手元の、第5号議案関連資料をご覧ください。

今回の経過といたしましては、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級及び教職員定数の標準に関する法律等の一部が改正され、学校教育法及び社会教育法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、それぞれ改正されました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきましては、第47条の5（改正後は第47条の6）が改正されたことで、学校運営協議会の役割が見直され、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことで、指定制度が廃止されました。

その背景には、平成27年12月に中央教育審議会で新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進施策についての答申が取りまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との協働体制のあり方について、地域と学校がパートナーとして、共に子どもたちを育て、地域をつくっていくこと。地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動を地域学校協働活動として、その取り組みを積極的に推進すること。従来の学校支援地域本部、放課後子ども教室等の活動を基盤に、支援から連携・協働、個別の活動から総合間ネットワーク化を目指す新たな体制としての地域学校協働本部を早期に全国へ整備することなどが提言されました。

その後、平成28年1月に、文部科学省から次世代の学校地域創生プラン、通称馳プランが示されました。子どもたちが自立して活躍する1億総活躍社会及び地方創世を実現するために、地域の人的・物的資源の活用や社会教育との連携により、社会に開かれた教育課程を実現すること。地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等を実施すること。学校を核として、地域の大人と子どもが学び合い、地域コミュニティを活性化すること。地域人材が、それぞれ相互に構成員を務めるなど、それぞれの知見、経験、課題等の共有により、一体的、効果的に推進することなどが示されました。

アクティブラーニングの視点に立った学びを推進し、子どもたちに自ら学ぶ力が養われることを期待しております。また、忙しい教員をチーム学校で支えるようにいたします。学校運営は地域にあり、それを実現させるようにいたします。

今回の法改正では、地域運営学校について、これまで教育委員会が指定するものとされた指定がなくなり、努力義務化されることとなりました。また国では、全ての小中学校を地域運営学校へ転換させることを予定しており、学校運営協議会の委員の確保が困難なことも1つの理由として、2つ以上の学校について1つの協議会を置くことができるようになりました。

以上のことを踏まえ、今回、本市の学校運営協議会の設置等に関する規則についての改正を行うものでございます。具体的には、指定の文言を削除するなど、所用の整備を行います。

八王子市立学校の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則設定第13条の4の2、「指定を受けた学校」の部分を削除いたします。学校運営協議会が努力義務化されたことで、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条、「趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校（以下指定学校という。）として指定することができる。」の部分を改正し「学校ごとに協議会を置くことができる。」ただし「小中一貫校を施す場合、その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一つの協議会を置くことができる。」といたしました。

また、学校運営協議会へ住民参画を促進するために、規則第13条、「協議会は当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。」の部分を改正し「対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。」といたしました。

規則第14条で、協議会に対し、指導または助言をするだけでなく、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講ずることになりました。「協議会の運営が適正を欠くことによって、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講ずるものとする。」といたしました。

説明は、以上でございます。

安間教育長      ただいま、教育総務課からの説明が終わりました。本案について、御質

疑はございませんか。

村松委員　おはようございます。新しい年度になりました。今年度もどうぞよろしく  
お願いいたします。

何点かございます。順にお答えください。

4号議案についてです、努力義務化になったということで、校長からの申し出により、置かないことができるものとするということが書かれてあるのですが、八王子の場合は全校設置ということで、今後、全校設置をするとなったというときにも、その後、校長が、置かないというふうになると、それを、学校運営協議会をなくすることができるということですか、これは。なくすというか、辞退というか、学校運営協議会になってたものもやめますということができるということになるのですか。

小林教育総務課長　4号議案のこの改正案については、評議員のくだりでございまして、校長からの申し出により置かないことができるのは、評議員を置かないことができる。少しその前管理運営に関する規則というところが抜けておりますので、学校運営協議会を指定するしないの話ではなくて、今まで学校運営協議会を設置する学校においては、校長からの申し出により評議員を置かないことができるものとするという、ここ評議員というのが隠れてあるのですけれども、そのことでございます。ですので、4号議案については、ただ文言の訂正ということで、改正がされたので変更したというところです。

村松委員　では、資料にその辺も、記載しておいていただかないと、これは少しわかりづらいので、お願いします。

それと、5号議案の2ページ目の、改正後、設置の3条2の件なのですが、「小中一貫教育を施す場合、その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一つの協議会を置くことができる。」とありますが、例えば、これは、川口中、上川口、美山小と、小中一貫でやってるところで3校合同の一つの協議会という、そこで3校合同でできる、それもできますよということをやっているのですよね。

この場合、この議案と直接は関係ないのですが。この場合、委員さんたちのお手当といたしますか、年間の報酬ですよね、これ2以上の学校になった場合、どうなるのですか。

小林教育総務課長　こちらの法律に基づいて、一つの学校運営協議会の委員ということであれば、報酬は一つの学校運営協議会の報酬となります。法律に基づかない、例えば兼任という形で、それぞれ学校運営協議会を、ほぼ同じメンバーで回すということであれば、それは、その学校数の協議会が設置をした数の報酬となりますけれども、一つの学校運営協議会であれば、それは一つの協議会としての報酬というふうになります。

村松委員　そういう形の文言は、この管理運営に関する規則の中のどこかに入っているわけですか。その報酬。

小林教育総務課長　報酬については、非常勤特別職の報酬の条例がございまして、その中で報酬の規定はされております。

村松委員　わかりました。

あと、もう1点。

最後の、先ほどの御説明がありました努力義務化ということで、3ページ目の第16条の指定の取り消しの改正前の指定の取り消しという文言、これは消えてますけれども、これは努力義務化ということで、もう必要ないということで消したという認識でよろしいのですね。以上です。

安間教育長　ありがとうございます。

ほかに御質疑はございませんか。

大橋委員　第4条の委員の任命についてですけれども、各、これから全校に設置をしていくという場合に、この条件に合う人が各学校に充当できるのかどうか。そのあたりの見通しというのはいかがなのでしょう。

小林教育総務課長　今年が一番厳しかったところでございますが、こちら、32校が一度に地域運営学校になりましたので、ここでの委員の確保というのが、かなり難しかったというふうに聞いております。その中でも、自分の学校に尽くしてくれるPTAのOBだったり、青少対だったり、さまざまな学校関係の方を推薦をしてきていただいております。ただ、10名以内としておりますので、全ての学校において、現在10名、校長入れて10名までいっているかということ、そうではないところがございまして、適任が見つかり次第、10名まで持っていられるという校長先生が多いようなところでございます。

大橋委員 それと関連してなのですが、先ほど兼任の話が出ていましたけれども、A校とB校で、それぞれ設置する場合に、兼任することは可能なのですか。

小林教育総務課長 今現在でも兼任をされている方、いらっしゃいます。3校兼任をされている方ということで、それぞれの学校で年10回程度の会議がございますので、それ相応の負担になりますけれども、2校、3校兼任をされている委員の方はいらっしゃいます。

大橋委員 ありがとうございます。

安間教育長 よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

柴田委員 コミュニティースクールが努力義務、小学校は特に努力義務ということになって、全国的に小学校が地域に根差した学校になっていく動きが、いよいよ始まったのかなというふうに思います。そこで、この学運協の協議の内容を、今までも公開をするということが原則であったと思いますが、この改正があった後、特に議事録と言うのですかね、学運協の議事録を作成する必要性が生じてきたんのではないのかというふうに思います。今までは、学運協を開いても、議事録とっていないところなんかもあるようですけれども、議事録をつくるというのは、忌憚のない議論をしていくために、障害になるかもしれませんが必要ですので、議事録を作成するためのスタッフと言うのですかね、ボランティアの方にお任せするのは、ちょっと荷が重いのかと思うのですが、そういったところの配慮も、ぜひ教育委員会のほうにお願いできればというふうに思います。

それから、複数の学運協、そしてその学校の児童・生徒が合同熟議という形を八王子市では幾つかの学校で実践しているということが、とても先進的なところだと思っております。例えば議事録を公開するなど、八王子市が全国のコミュニティースクールの動向を引っ張っていているような、そういうPRというものもやっていただければというふうに思います。

この合同熟議に、特に子どもたち主体の合同熟議に関しましては、これからも一層活発に八王子市で行われることを期待しております。

以上です。

小林教育総務課長 今回の法改正では、地域住民等に、できるだけ積極的に情報を公開しなければならないというふうになりましたので、やはりこれから、各学運協の

取り組み、またはその協議内容について公開していく、情報提供していくというのが必要なのかなというふうに思っております。これまでは、協議の公開については基本的には各学校運営協議会から会議の日時等を教育委員会にお知らせいただいて、それをホームページで公開はしております、基本的に傍聴というのは可能というふうにしておりました。議事録につきましては、こればかりは、今やっている学校とやっていない学校が実際ございます。ですので今後、全校で、簡単でもいいのですけれども、議事録というものを作成をして、地域、保護者の方々に情報提供していく必要があるのかなというふうには思っております。

安間教育長　よろしゅうございますか。

柴田委員　はい。

安間教育長　ほかに御質疑ございませんか。

それでは、せっかくの、この議題ですので、議題に関連して、改めて努力義務化されたということで、今年で何校になって、残りは何校で、それがどういうスケジュールでどうなって、課題はどうなっていると、その数字的なことだけ最後に確認させてください。

小林教育総務課長　まず、学校運営協議会の設置校数でございます。昨年度まで、56校の学校でございましたが、今年4月1日で32校増えまして、88校となりました。今後の予定は、できるだけ31年度までに全校指定をしたいというふうに考えております。現在の希望では、30年度に6校、31年度に9校、未定5校というふうになっておりますので、この5校について、来年度または再来年度に移行していただくというところの、これから調整をさせていただきたいというふうに考えております。

安間教育長　ありがとうございました。

それでは、御質疑がないようでございますので、この、本案に関する規則設定について御意見はございませんか。

よろしゅうございますか。

星山委員　私も、先ほどの第3条の2のところ、説明が難しいなと思って伺ったのですけれども、複数の学校に1つの協議会を設置するという点に関して、市として、どちらかというのと推奨するという、複数の学校の運営に関して相互に密接な連

携を図る必要があるから推奨するのか、それとも、委員さんが見つかりにくいから推奨するのかという影の理由みたいなものがあって、説明するとき、先ほどの御説明では、なかなか運営委員さんが見つかりにくいからという話があったのですが、受け取る側としては、あくまで連携とか小中一貫性を、より密にするために、そういう設置方法がありますと御説明されたほうがいいのではないかなと、ちょっと思っています。直接ではないですけども。

安間教育長     ありがとうございます。

それは、よろしゅうございますね。今後の説明のときに、そういった形で、しっかりとしていくと。

ほかに御意見はございませんか。

それでは、ほかに御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第4号議案及び第5号議案については、議案については提案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長     御異議ないものと認めます。よって、第4号議案及び第5号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長     日程第6、第6号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則設定についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

中村指導課長     それでは、第6号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則設定について、金子主査より説明いたします。

金子指導課主査     では、第6号議案 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則設定について御説明いたします。

本議案は、平成29年4月1日に施行されました、いじめを許さないまち八王子条例第12条第1項の規定に基づき、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を置くために、条例第12条第5項の「対策委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。」の規定により、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則を設定するものでございます。

いじめを許さないまち八王子条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、子どもが安心して健やかに成長することができるいじめを許さない街の実現に向けて、八王子市全体で取り組むために制定されました。条例の制定以前は、八王子市いじめ防止対策推進会議を設置し、八王子市のいじめ防止等のための対策に関する事項、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項、その他、いじめ防止等のための対策の推進に関する事項を協議しておりましたが、条例制定を受け、新たに教育委員会の附属機関として、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を設置いたします。

説明は、以上でございます。

安間教育長　　ただいま、指導課からの報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

大橋委員　　この対策委員会の、もう一度、目的について、詳しく教えていただけないでしょうか。

中村指導課長　　目的なのですけれども、八王子市のいじめ防止等のための対策に関する事項、推進会議を設置しておりましたけれども、それと基本的には同じ形になります。ここで条例を制定したことによりまして、その附属機関として対策委員会を設置することができるということですので、目的については、基本的にはいじめの防止等に関する事項や、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携、あと対策の推進に関する事項を協議していくということになっております。

安間教育長　　でも、目的は、いじめを許さないまち八王子条例、後ろについていますよね。その12条なのではないですか。

金子指導課主査　　条例第12条1項にございます条例の第10条第1項に規定する方針に基づく、市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として八王子市いじめ問題対策委員会を置くということが目的でございます。

大橋委員　　続けて、同じ内容の質問なのですが、そうするとこれはいじめの防止と、それから12条のところを見ますと、重大事態があった場合の調査等もあるわけですね。後は意見で言います。

安間教育長　　ほかに御質疑はございませんか。

村松委員　　確認をさせていただきます。こちらのいじめ問題対策委員会規則の設定につい

てなのですけれども、市立学校だけではなく、市の区域内にある学校を広く含めた内容で制定しているという、少し曖昧に感じるのですけれども、こちらのいじめの問題対策いじめ条例は、第5条にも、市長に協力し、市立学校におけるいじめ防止等の必要な措置を講ずる責務を有すると書いてありますが、このいじめの中では、私学のほうも含めて、このいじめ問題対策委員会を設置するのですかね。条例のほうは、市立のほうは書いてあるのですけれども、公立のほうは、見当たらないような気がするのですよ。この設定のほうは、市の区域内にある学校を広く含めた内容で制定しているというので、これは私学も含まれるのですかね。この問題対策委員会を設置する場合は。

中村指導課長 条例のほうの第5条につきましては、教育委員会の責務という形になっております。教育委員会の責務ということになりますと、市立学校にしか及ばないものですから、ここについては、教育委員会の責務としては、市立学校のみになります。今、委員がおっしゃられましたように、私学とか、それ以外の都立とか、それにつきましては、やはり、八王子市全体でいじめをなくそうということですので、そこにも声かけをして、一緒にいじめをなくしていこうということで、こっちのほうの規則のほうには盛り込んでおります。

村松委員 ということは、こちらのいじめ問題対策委員会のほうでも、私学に、語りかけて、一緒にやっていきましょうよとか、そういうこともやっていく対策委員会という認識でよろしいですか。

中村指導課長 委員がおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

安間教育長 ほかに、本件についての御質疑はございませんか。

それでは、御意見をいただきたいというふうに思います。御質疑が含まれても構いませんので、本案についての御意見をいただきます。

大橋委員 第2条、組織のところですが、対策委員会の構成する委員について、ここに書かれております。先ほど、この対策委員会の目的としては、いじめの防止、それから重大事態等があった場合の調査ということがかかっておりましたけれども、この対策委員会のメンバーですね、いじめの対応によって、かなり、このメンバーが異なってくるのではないかなというふうに思うのですが、ちょっと意見と、ごめんなさい、質問とが混在していますけれども、そのあたりをどのように捉えてらっ

しゃるのかお聞かせ願えればと思います。

金子指導課主査 規則の中で、第7条もしくは第6条に当たりますけれども、この会  
の中で、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見また  
は説明を聴取することができる。また、専門事項を調査させるために必要があると  
きは、対策委員会に専門調査員を置くことができるというふうに規定をいたしまし  
て、この第2条の対策委員会委員以外にも、必要があれば、それぞれの職の方をお  
願いして対策委員会を開催したいと考えております。

大橋委員 そうすると、重大事態等があった場合には、そのいじめの対応によって、  
このメンバー、調査部会のメンバーを柔軟に設定して、それに合った調査を行って  
いくという理解でよろしいでしょうか。

金子指導課主査 はい。

安間教育長 ほかに御意見等ございますか。

よろしゅうございますか。

大橋委員 この重大事態があった場合の、このいじめ問題対策委員会が調査をして、  
その調査を教育委員会に上げていくわけですが、その際に、対策委員会としては、  
いじめ解消、あるいは、いじめをなくしていくための方策等の提言も含めているの  
かどうか、そのあたりはどうでしょう。

中村指導課長 その提言も含めた中での、この対策委員会を開催していきたいと思っ  
ております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

柴田委員 意見を言わせていただきたいのですけれども、この対策委員会も、もちろ  
ん重要な教育委員会の附属の機関であるとは思うのですけれども、それぞれの学校  
の特性と言うのですか、そこに通う児童・生徒の実態に応じて、いじめの対応とい  
うものがさまざまであると思いますので、例えば、先ほどの案件、議題に上がりま  
した案件のコミュニティースクールの、例えば学運協などで、恒常的に、このいじ  
めに対する議論をしていただいて、そういった一つひとつの学校と、この対策委員  
会がつながるような形で、横断的に全校でいじめ対策をしていただくような体制を  
つくっていくように考えていただきたいなというふうに希望しております。

安間教育長 これを受けて、何かコメントありますか。

佐藤統括指導主事 後ほど、またお話をさせていただきますけれども、八王子市のいじめ防止に関する基本方針の、今度、新しいものの作成を今進めているところがございます。それを受けまして、学校のいじめ防止基本方針も改訂を図ります。そのときに、具体的に、どのように学運協、またはサポートチームが関わって、それをどのように話し合っていくかということも、こちらから示したいと考えております。

安間教育長 それでは、ほかに御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第6号議案については、提案のとおり決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第6号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、続きまして報告事項となります。

まずは、指導課から報告をお願いします。

佐藤統括指導主事 平成29年3月に、障害者福祉課により作成されました、障害のある人を理解するためのガイドブック「みんなちがって みんないい」について、作成の経緯と活用について、担当の鈴木指導主事より御報告申し上げます。

鈴木指導課指導主事 では、障害のある人を理解するためのガイドブックの活用について御報告いたします。

お手元の福祉部障害者福祉課が作成しました資料をご覧ください。

本市では、平成24年4月1日に、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を施行し、障害理解を推進し、差別をなくすための取り組みを行ってまいりました。また、平成28年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、その取り組みは全国的なものとなっております。このように、障害を取り巻く環境は大きく進展してきましたが、いまだに誤解や偏見による不利益な扱いや配慮の不足により、日常生活のさまざまな場面で障害者が不自由を感じている実態があります。これまでも、八王子市内では、各学校において、障害理解教育を行ってまいりました。今後、障害や障害者を正しく

理解し、偏見や差別をなくすためには、小学校段階からの障害者理解教育のさらなる充実が必要となります。

そこで、福祉部障害者福祉課が小学生向けの、障害のある人を理解するためのガイドブックを作成しました。これは、八王子市障害者地域自立支援協議会権利擁護推進部会委員を中心として、小学校校長会、副校長会、教員の代表がかかわり、編集されたものです。内容としては、本市の障害者差別禁止条例にもありません、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる八王子づくりという考え方にに基づき、障害に対する知識を身につけるだけでなく、障害のある人について、子どもたち自身が理解を深め、日常生活を中心として、相手の立場に立って考え、行動する心を育むものとなっております。

今後、市内の小学校4年生児童に配布し、5年生、6年生と学年が上がるとともに学習を重ねていきます。あわせて参考資料として、第4学年の道徳、第5学年の総合的な学習の時間、第6学年の社会の学習指導案を作成し、提示してまいります。

以上で説明を終わります。

安間教育長　　ただいま報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

また、活用に関する御意見等でも結構でございますが。

星山委員　　この取り組みと、このガイドブック自体は、とてもいいなというふうに思いました。質問があるとする、いろいろなところで、法規上は「障害」と漢字で書くわけですが、注を入れまして、なるべく否定的なイメージを使わないようにということで、「害」という字を当て字にしたり、平仮名にしたり、あるいは「障害」という言葉自体も全部平仮名にするというのは、多くのところで行われています。もし小学校4年生が、これ、みんな目にするのであるとすれば、やはりそういう市としての意識の高さと言うのですかね、そういうのは、やっぱり反映される、もう、これはでき上がっているのでは仕方がないのかもしれないのですけれども、今後、またお作りになるときは、そういうことは考えたほうが、そういうのが議論に上がったのですかという質問をしようと思ったのですが、すっかり意見になっていきますけれども、やはりそういうことというのはすごく大切なことというふうに思いました。今さらどうというのではないです。

それから、ちょっと、あと意見になるのですけれども、これは、障害のある人を

理解するためのガイドブックで、あたかも自分は関係がないみたいな感じにとられるのですが、これ、障害福祉課の方がつくってらっしゃるので、その視点においてはいいと思います。ですが、もし、これからさらに発展して積極的に理解・啓発を進めるために、特に保護者に市としてきちんとメッセージを出すためには、もう、2%、3%の時代から、10%、15%の時代になって、しかも、ここにあるような、いわゆる3障害、福祉で言うと、ここにあるのですけれども、盲と聾と、それから、ちょっと文言が、お子さんたちには結構難しいですけれども、肢体不自由、それから精神障害とか、そういう福祉的なカテゴリーになっているのですが、学校の中に、いわゆる、ここ、発達障害、さらっと書いてあるのですけれども、学習についていけない、うまくコミュニケーションできない子どもたちがたくさんいて、人ごとじゃなくて、自分の仲間として理解するための理解啓発のガイドブックが絶対必要と私は思いますので、また何かの機会に、これはこれでいいと思います。ですが、自分のことをまず理解し、クラスのお友達のことを理解するための、何か、もう積極的な教材が必要ないかなと前から思っておりまして、それをご覧になることで、お母様やお父様も、ぜひ理解してほしいなと思うのです。というような意見が強くあります。

それと、ここに出てこない新しい、平成28年度から始まったインクルーシブと合理的配慮、このキーワードは、どうしても入れないといけないのではないかなと思うので、そのあたりも、次回の課題になるかもしれませんが、とても八王子市は注目されていますし、インクルーシブ教育もサポートも進んでいるリーディングシティとして、いろんな行政の方が着目しておりますので、これはこれでいいと思いますが、ここから先は意見ですが、そういう機会がありましたら、ぜひ、そういうガイドブック、子ども向けの自分理解、他者理解、保護者も自分理解、他者理解、相互理解のものができたらいいのではないかなと思います。

以上、意見でした。

安間教育長 いや、とてもいい御意見をいただきました。機会があったらじゃなくて、事務局のほうで、その機会をつくるように検討してみてください。

ほかにも御意見等はございますか。

よろしゅうございますか。今年第1号の教育委員会決定の新しい事業ということ

でございますから、事務局のほう、しっかり受けとめてください。

それでは、本件については、報告として承らせていただきます。

安間教育長 続いて、図書館部から報告をお願いします。

新堀生涯学習センター図書館長 それでは、図書館部より読書感想画・読書感想文コンクール上位入賞者の海外派遣について、担当者である南大沢図書館の山中主査より詳細を御報告いたします。

山中南大沢図書館主査 平成28年度に開催しました、第12回読書感想画コンクール及び第5回読書感想文コンクールの中学生の上位入賞者、それぞれ5名の計10名が、今回で5回目となります台湾・高雄市へ表敬訪問を行いましたので、その内容について御報告させていただきます。

この海外派遣の目的としましては、本市教育委員会と東京八王子西ロータリークラブと共催で開催しております両コンクールの中学生の部の上位入賞者を、本市の海外友好交流都市であります台湾・高雄市に派遣し、現地の同年代の生徒との交流を通じて友好親善を深めるとともに、公共施設・文化施設・史跡等を見学することで、外国文化を体験し、国際的視野を持った青少年の育成を図ることにあります。

それでは、資料の3、報告内容をご覧ください。

派遣の日程ですが、平成29年3月26日から28日までの2泊3日で、派遣先は、本市の海外友好交流都市の台湾・高雄市です。派遣団としましては、上位入賞者の中学生10名、こちら、今回は全員女子でした。随行として、市職員が、新堀生涯学習センター図書館長と、私、南大沢図書館主査・山中と、市民活動推進部多文化共生推進課嘱託員・曹の3名、そして東京八王子西ロータリークラブの方々12名で、合計25名でした。

続きまして、現地での主な交流内容につきまして、2枚おめくりいただきまして、両面2枚にわたります写真に添って御説明させていただきます。

まず、の写真は、出発日の3月26日、搭乗を待つ間に行われた訪問先の中学校で行う中国語での自己紹介の練習風景です。出発に先立つ3月11日の事前説明会でも練習しましたが、交流の第一段階である現地語での挨拶や、自分の名前の中国語の発音を復習として特訓しました。

・ は、高雄市到着後、車窓から見学した高雄市立図書館と、立ち寄った名勝地、蓮池潭です。

からは二日目の3月27日となります。

訪問先の高雄市文府国中学校は、2015年の創立、1、2年生のみ15クラスで、活気にあふれた学校でした。 のヒップホップダンスによる歓迎セレモニーの後、学校国際教育プロジェクトシェアリングの一環として、 はカードエクステンジ、 はテディベアエクステンジと言われるものでありまして、いずれもフェイスブックなどのSNSも活用したリアルタイムでの交流や、情報発信の様子を英語によって発表、紹介するものでした。英語での発表に、生徒の多くは英語力の差を感じた様子でした。 から は、高雄市で盛んなハンドボールがスポーツ交流として選ばれた授業でした。日本の中学校では、ほぼ体験のしたことのない授業で、事務局としてはけがを心配しましたが、入念なウォーミングアップの後、パスやシュートを体験し、生徒たちは体と気持ちをリラックスさせることができたようでした。 ・ の生命教育授業は、社会の個人や社会全体に対しての関心、責任、他者への敬意を学ぶ授業でありまして、このクラスでは、感情をあらわすものとしてひもを使い、その影響について考えさせていました。英語による授業でしたが、プロジェクターの課題等の説明文は中国語で、生徒たちは少しわかりにくかったようでした。この後、写真はございませんが、そのまま授業を受けたクラスでの給食では、クラスメートからもらったデザートの果物を抱えて戻ってきた生徒の様子から、楽しい交流が図られたように感じられました。 が、高雄市役所での陳市長への表敬訪問、こちらは、議会の都合により表彰式は欠席のところを、八王子市の中学生のため時間を割いていただきました。 ・ は、日台合同表彰式と、式後の写真撮影の様子です。こちらの様子は、お手元にお配りしていますように、翌日の台湾時報に大きく掲載されました。

から②は、高雄市や翌日の台北市での見学の様子です。

以上が、交流、訪問の説明となります。

続きまして、お戻りいただきまして、資料の1枚目の裏面、(5)生徒たちの意見をご覧ください。

生徒たちが、この派遣の中でどのようなことを学ぶことができたのか、簡単なア

ンケートを行った結果についてまとめております。

今回派遣された中学生10名のうち、6人が初めての海外ということでした。そして、異文化への理解、わからないことへの積極性は、「かなりある」「ある」と全員が回答し、また、初対面の人とのかかわり、外国人との交流についても、ほとんどの生徒が意欲を感じさせる回答でした。国際交流への関心、興味が芽生えたのではないかと考えます。また、その他の感想としまして、アンケートに記載された生徒の意見です。生徒の生の感想を、そのまま掲載させていただきました。

続きまして、資料2枚目の(6)成果です。

それぞれ、八王子市、高雄市を代表する中学生として、お互いに交流し、現地で開催された式典への参加等を通じて、異なる文化、社会の相互理解を深めるとともに、国際的視野を広げていく意欲を養う機会となり、同時に自信にもなったのではないかと考えます。また、この交流を契機に、今後、両市の生徒の芸術分野における相互発展や、子どもに対する読書週間の推進、そして両市のさらなる幅広い交流が期待されると考えます。

説明は、以上であります。

安間教育長　　ただいま、図書館部からの報告が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

柴田委員　　子どもたちにとって大変実りある機会であったと思います。

1点質問ですけれども、この、子どもたちが帰国した後に各学校で、この海外派遣の成果を、ほかの生徒さんたちにフィードバックするような機会というのはあるのでしょうか。

新堀生涯学習センター図書館長　　詳細については承知はしておりません。そういう意見、感想を発表する機会を持ったということは、こちらのほうでは把握しておりません。

福田川口図書館長　　参加していただいた生徒さんの感想と絵の作品、感想文の入賞者を載せた作品集を作ります。今執筆していただいている最中でございます。それを作品集、冊子にしまして、各学校、図書館、また御本人にお渡しする予定でございます。

柴田委員　　せっかく台湾に行って、表紙の裏面ですね。ここに感想文として書かれて

いますが、例えば、台湾の中学生の英語のレベルがすごかったとか、コミュニケーションが身ぶりや手ぶりでもとれることがわかったとか、こういった生の声を、より多くの生徒さんに伝えてあげられればいいなというふうに思いましたので、生徒さんのプライベートの会話にとどまらず、もうちょっと広げていくような発信方法というのですか、そういうところを工夫していただきたいなというふうに思いました。

安間教育長　ほかにございましょうか。

昨年も、このお話のときは大分議論になったのですが、恐らく、今の柴田委員の御意見もそうなのでしょうけれども、海外に派遣するという視点、国際理解という視点でこの事業を見るのか、読書感想画・感想文コンクールの上位入賞者の派遣という視点で見るのかで、やっぱり大きく違ってくるんだろうなと。今の時代、新しい学習指導要領もそうですから、一回、これはすぐにとという意味じゃないですが、どう考えても学校教育部、特に指導課との連携をちゃんとしないと、そういった話には先に進まない話ですから、一回、国際理解というような観点で、これもそうですし、生涯学習でバドミントン部の生徒を連れて行ったりしていますものね。あのような体験を、全部一回、そういう国際理解という話で横串を刺して整理しておく必要があるのではないのかなと、去年のことを、今、ふつふつと思い出しながら感じた次第ですので、これは、宿題という感じで、事務局で考えてみてください。よろしゅうございましょうか。

それでは、本件も、報告として承らせていただきます。

これで、公開の審議は終わりますが、委員の方から、何かございましょうか。よろしゅうございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　ないようでありますので、それではここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

再開は50分をお願いいたします。

〔午前10時40分休憩〕